

令和7年度成田市結婚新生活支援補助金Q & A

補助対象者

Q：どのような方が補助対象となりますか？

A：令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理（以下「婚姻」という。）された夫婦

※他の自治体に婚姻届を提出したとしても、本市の補助要件を満たしていれば対象になります。

補助対象経費・補助額

Q：補助対象となる経費は？

A：住宅取得費、住宅賃借費、引っ越し費用及び住宅リフォーム費用となります。

【住宅取得費用】

住宅の工事費用及び購入費用

※土地の取得費用は対象となりません

【住宅賃借費】

家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【リフォーム費用】

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用は対象となりません

【引越費用】

引越業者又は運送業者へ支払った費用

Q：補助対象となる期間は？

A：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用となります。

Q：申請期間は？

A：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※申請前に担当課（企画政策課）へご相談ください。

※書類不備への補正もございますので、期限間近のご提出はお控えください。

Q：補助額は？

A：上限30万円（夫婦いずれもが29歳以下の場合は60万円）

補助要件

Q：補助を受ける場合の条件は？

A：次の要件を満たす場合に補助対象となります。

①婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。

②夫婦の総所得が500万円未満であること。

※対象となる所得金額は、申請日によって異なります

【申請日が1月～6月の場合】・・・前々年の所得額

【申請日が7月～12月の場合】・・・前年の所得額

- ③申請日において、夫婦双方又は一方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が補助対象となる住宅の所在地となっていること。
- ④申請日より2年以上、継続して本市に居住する意思があること。
- ⑤新婚世帯の全員に市税（本市）の滞納がないこと。
- ⑥他の公的制度による同種の補助金等を受けていないこと。
- ⑦過去に本補助金（他の地方自治体での補助を含む。）の支給を受けたことがないこと。
- ⑧新婚世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員がいないこと。

Q：所得額の算出方法は？

A：所得の換算方法は次のとおりです。収入額ではなく所得額となります。

【給与収入の方】 $\text{収入} - \text{給与所得控除} = \text{所得}$

所得とは、前年（申請日が1月から6月の場合は前々年）の1/1から12/31までの1年間の給料の額面総額（収入）から、給与所得控除を差し引いたものです。

所得から更に社会保険料等を控除した額を「課税総所得金額」といいます。

$\text{所得} - \text{所得控除（配偶者控除、生命保険料控除等）} = \text{課税総所得金額}$

※本補助金は、「課税総所得金額」ではありませんのでご注意ください。

【自営業の方】 $\text{収入} - \text{必要経費} = \text{所得}$

前年（申請日が1月から6月の場合は前々年）1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いたものです。

Q：申請日時点で、夫婦双方が成田市に住んでいるものの、住民登録は他の自治体のままですが補助対象となりますか？

A：対象外です。申請日において、夫婦双方又は一方の住民登録の住所が補助対象となる住宅の所在地となっている必要があります。

補助対象経費に関する事項

Q：住宅賃借費用のうち補助対象となる経費は？

A：対象となるのは賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料となります。

駐車場代や鍵交換代、更新手数料等は対象外となります。

※領収書（内訳書）に費目の記載がない場合は、対象外となります。

Q：住宅取得費用のうち補助対象とならない経費は？

A：土地購入費用は対象外となります。

※住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合でも、不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。

Q：住宅のリフォーム費用のうち補助対象とならない経費は？

A：倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については、対象外です。

Q：引越費用は、どのような費用が対象となるのか？

A：引越業者や運送業者を利用して行った、新居への移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費用は対象外となります。

※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象外です。

Q：勤務先から住居手当が支給されているが補助対象となるのか？

A：勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給手当相当額は補助対象外となります。

※勤務先に「住宅手当支給証明書」を発行してもらい申請時に添付してください。

様式は、任意で構いませんが、市HPで掲載している様式を使用していただいても構いません。

Q：住居の契約名義人が申請者本人でない場合は補助対象になるのか？

A：夫婦双方又は一方が契約及び支払いの当事者となっていれば補助対象です。

Q：再婚であるが補助対象となるか？

A：補助対象です。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金による支給を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む。）は補助の対象外となります。

Q：申請期間の途中で事業が終了する可能性はありますか。

A：予算の都合上、申請期間の途中で受付を終了する場合があります。申請状況は企画政策課までお問合せください。